

児童相談所における一時保護の手続等の在り方
に関する検討会
第2回 議事録

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

児童相談所における一時保護の手続等の在り方に関する検討会（第2回）

議事次第

日 時：令和2年10月23日（金）18：00～20：00

場 所：TKP市ヶ谷カンファレンスセンターホール16D（16階）

1. 開 会

2. 議 事

一時保護期間中の手続等に関する検討

3. 閉 会

○金子虐待防止対策推進室室長補佐 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第2回「児童相談所における一時保護の手續等の在り方に関する検討会」を開催いたします。

構成員の皆様には、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、ウェブ会議も併用し、久保野構成員、小平構成員、高田構成員、土居構成員、藤林構成員はウェブ会議での参加となります。

なお、高橋構成員、小平構成員は若干遅れているとのことでございます。

前回、座長より御紹介のあったとおり、引き続き、法務省より平田参事官、最高裁判所より木村課長にも御出席いただいております。

それでは、この先の議事は吉田座長にお願いいたします。

○吉田座長 皆さん、こんばんは。座長の吉田でございます。本日もどうぞよろしく願います。

それでは、事務局から、資料の確認等をお願いいたします。

○金子虐待防止対策推進室室長補佐 資料を確認いたします。

資料1「一時保護の開始にあたっての手續に関する検討事項について」。

資料2「実態把握調査の結果（追補）について」。

資料3-1、3-2、3-3が「最高裁判所事務総局提出資料」。

その他、参考資料及び最高裁判所事務総局の机上配布資料を用意しております。

○吉田座長 ありがとうございます。

資料の欠落等がございましたら、事務局までお申しつけください。

それでは、議事に入ってまいりたいと思います。

本日の進行につきましては、前回の検討会において、一時保護の延長や家庭裁判所の体制について知りたいとの御意見があったことを踏まえ、最高裁判所及び今井構成員から、家裁の手續や体制について合わせて20分程度御説明をいただきたいと思います。その後、御説明事項について質疑応答の時間を5分程度設けます。

それでは、まず、最高裁判所木村課長より、続いて、今井構成員より御説明をお願いいたします。

○木村最高裁判所事務総局家庭局第二課長 ありがとうございます。最高裁判所家庭局第二課長の木村と申します。裁判所のほうから御説明をさせていただく機会をいただきまして、吉田座長及び事務局の皆様には心よりお礼を申し上げます。ありがとうございます。

まず、私のほうから、最高裁判所の行っている調査について簡単に御説明させていただき、次に、その調査結果を踏まえて、引き続いての一時保護の承認事件、以下では児童福祉法の条文に基づきまして33条事件と呼ばせていただきますが、その事件数や審理期間等に関して御説明をさせていただきます。私の後、今井構成員のほうから33条事件の審理の実情等につきまして、説明することになっております。

最初に、資料3-1「親権制限事件及び児童福祉法に規定する事件の概況」を御覧くだ

さい。この資料でございますけれども、最高裁判所が全国の家庭裁判所に対し、33条事件のほか、児童の施設入所等の措置承認事件や親権制限事件について、事件数、終局結果、審理期間、児童の性別や年齢などを調査した結果をまとめたもので、裁判所のホームページで公表しているものでございます。最高裁判所としましては、毎年このように児童福祉法関連事件等につきまして実態調査を行って、公表しております。

時間の関係がございまして、こちらを詳細に御説明することはできませんが、この資料からは、児童福祉法関連事件や親権制限事件の新受件数でございますけれども、この10年間でいずれも大幅に増加していることなどが読み取れるかと思えます。

続きまして、資料3-2の上のほうにある表でございますけれども、こちらは資料3-1のうち、33条事件の新受件数、終局結果についてまとめたものであります。33条事件の新設に関する改正を含む平成29年の児童福祉法等の改正法が施行されました平成30年4月以降の事件数を計上しております。

この表によれば、33条事件の新受件数は、平成30年4月以降で346件となっておりますところ、これを年間に換算しますと461件となりまして、令和元年の年間の新受件数は539件でございますので、年間の新受件数としましては2割弱増加している計算になります。

また、既済件数につきましては、平成30年が328件、令和元年が524件となっておりますところ、いずれも8割以上が認容で、残りのほとんどは取下げとなっております。

次に、資料3-2の下側の表を御覧ください。この表は33条事件の審理期間別の件数を集計したものでございます。引き続いての一時保護が家庭裁判所の承認を得て行われることを踏まえますと、できる限り当初の一時保護の期間である2か月以内に承認の可否について審判をすることが望ましいと考えられます。

したがって、33条事件は、短時間で迅速な審理をする必要がありますところ、申立てから15日以内に審判がされている事件の割合は、平成30年は約7割、令和元年は約6割強となっております。15日超え20日未満の間に審判がされている事件も合わせますと、8割以上の事件は申立てから20日未満の間に審判がされており、33条事件におきましては、迅速な審理が行われていると言えると思えます。

なお、前回の検討会では、家庭裁判所の体制整備といったことに関する御質問もいただきましたところでございますが、一般論としてでございますが、裁判官、書記官、調査官、いずれの職種につきましても、児童福祉法関連事件を専従で担当しているという者はおらず、調停事件やその他の審判事件とかけ持ちしている状況であると承知しております。家庭裁判所の体制整備は、調停事件や後見事件など、様々な事件の動向をはじめ、諸般の要因を考慮して進めているものでございまして、平成29年の児童福祉法等の改正法の施行をはじめ、児童福祉法関連事件による影響だけを切り出して説明することは困難と言わざるを得ません。もちろん、最高裁判所としましては、平成29年の児童福祉法等の改正法の施行前に各家庭裁判所に対して執務の参考となる資料等を情報提供するなどしてございまして、現行法の下における児童福祉法関連事件の処理は適切に行われているものと認識しており

ます。

最高裁判所としましては、各家庭裁判所におきまして、今後とも適正、迅速に事件処理を行うことができますよう、事件数の動向や事件処理の状況等を注視しまして、引き続き必要なサポートに努めてまいりたいと考えております。

私からの御説明は以上とさせていただきます。

○今井構成員 それでは、引き続き、私のほうから御説明させていただきます。

東京家裁の裁判官の今井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私のほうからは、自分自身の経験のほかに、東京家庭裁判所のほかの裁判官や裁判所の書記官、家庭裁判所調査官から聴取した結果等を踏まえまして、審理の実情やその負担感等について御説明させていただければと思います。

まず1つ目の東京家庭裁判所における33条事件の審理の流れについてということで御説明いたします。資料3-3を御覧いただければと思います。この資料ですけれども、東京家庭裁判所における33条事件の一般的な審理モデルということになります。この審理モデルの予定する審理の流れについては、以下のとおりです。

まず、児童相談所からの家庭裁判所に対する引き続いての一時保護の承認の申立てに先だつて、申立て後の迅速かつ適正な審理を期すために、申立て予定日について数日前までに御連絡をいただいております。その後、当初の一時保護開始の日から45日目頃をめぐりに申立てがされるということになっております。申立の際には、申立ての趣旨及び理由が記載された申立書と、証拠書類として事案の概要、一時保護に至った経緯、児童・保護者の状況や意向、一時保護継続の必要性などが記載された報告書が提出されます。

申立てがされますと、裁判官、裁判所書記官、家庭裁判所調査官で進行方法について協議して、申立てから10日目頃、これは一時保護から55日目頃になりますが、これをめぐりに速やかに第1回の審問期日を指定することになります。この部分が、後ほど申し上げます負担感というところと関連してくるところでございます。

第1回審問期日までの間に児童の陳述聴取を行い、第1回審問期日においては、主に保護者からの陳述聴取を行います。その後、申立てから15日目頃、これは一時保護から60日目頃になりますが、これをめぐりに審判をするような流れとなっております。このようなスケジュールで審理をすることによって、できる限り当初の一時保護の期間である2か月以内に承認の当否について審判することを目指しております。

2つ目、審問期日の指定について御説明いたします。前回の検討会で、児童福祉法33条5項事件について、審問期日をどのくらいの割合で行っているかというような御質問をいただいたところですので、この点について御説明いたします。

33条事件については、家事事件手続法236条1項において、保護者の陳述聴取が必要的とされておりますので、原則として全件で審問期日を指定して、この審問期日において保護者からの陳述の聴取をしております。なお、申立人である児童相談所側については、東京家庭裁判所では、審問期日を児童相談所の代理人弁護士と日程調整した上で指定している

ため、基本的には全件において代理人弁護士と児童相談所の職員の方が出頭されているものと思われます。もっとも審問期日においては、児童相談所側に対しましては、審問で述べられた保護者の言い分について、特に事実関係に対する児童相談所側の認識を必要最小限の範囲で確認する程度にとどめているように思われます。なお、保護者が審問期日に出頭していない場合は、児童相談所から申立て後の保護者らとのやりとりや児童の様子、あと保護者の不出頭について考えられる理由、それと今後の見通しなどを聴取しているものと思われます。

3つ目、児童の陳述聴取についてです。児童の陳述聴取についても、前回の検討会で御質問いただいたところと思いますので、この点についても御説明をさせていただければと思います。

まず、法律の規定を御説明しますと、児童の陳述聴取については、家事事件手続法65条において、児童の年齢を限定しないで、子の陳述の聴取、家庭裁判所調査官による調査、その他の適当な方法により、子の意思を把握するように努め、審判をするに当たり、子の年齢及び発達の程度に応じてその意思を考慮しなければならないと、そのように定めがありますので、児童福祉法関連事件については、家事事件手続法236条1項において、15歳以上の児童の陳述聴取が必要的とされているところです。

このような法律の規定を受けまして、東京家庭裁判所の実情としましては、まず、同じ児童福祉法関連事件である児童の施設入所等の措置承認事件、これはいわゆる児童福祉法28条事件と呼ばれるものですが、これについては33条事件ほどは審理の迅速性が要求されないことや、審判の結果、児童が最大2年間施設に入所することになるという結果の重大性なども踏まえまして、児童が乳児であるような場合を除いて、原則として全件について、家庭裁判所調査官が児童のいる場所に赴いて面接をする方法によって児童の陳述聴取を行っていることを認識しております。

他方で、33条事件について申しますと、まず、15歳以上の児童につきましては、法律の規定に基づいて全件について陳述聴取を行っていますが、陳述聴取の方法については、迅速審理の必要があること、児童が年長であること、33条事件があくまで暫定的な措置を承認するものであることなども踏まえまして、書面照会の方法により意向を聴取することが多いように認識しております。もっとも児童に精神、発達上の問題がある場合や、保護者が児童の意思を理由に一時保護の継続を争っていることが明らかな場合などで、裁判官が書面照会による児童の陳述聴取が不相当と判断した場合には、家庭裁判所調査官による調査の方法による陳述聴取が行われるものと考えられると思います。

15歳未満の児童の陳述聴取につきましては、法律上、陳述聴取をすることが必要的とまではされていないことに加えて、先ほど申し上げましたとおり、33条事件においては15日程度の短期間で迅速な審理を行う必要があることや、児童相談所から申立書の添付資料として提出される報告書には、基本的に全件において児童相談所が聴取した児童の意向が記載されており、この記載を通じて児童の意向をおおむね把握できることなどから、裁判所

において別途陳述聴取を行う事例は少ないものと認識しております。もっとも事案の内容や児童相談所の報告書からうかがわれる児童の意向、児童の年齢等の諸般の事情を考慮した上で、個別の事案に応じて裁判官が児童の意向を確認することが必要と考えた場合には、15歳未満の児童につきましても、家庭裁判所調査官による調査の方法等による陳述聴取が行われることもあり得ると考えられます。

なお、このような児童の意見聴取に関する当庁の実情の下におきましても、33条事件に関する判断をするに当たり、何らかの支障が生じているということはなく、当庁における事件処理は適切に行われているものと認識いたしております。

4つ目の33条事件の負担感についてです。33条事件を含む児童福祉法関連事件の事件数自体は、他の事件類型と比べて必ずしも多くはありませんので、東京家庭裁判所においても33条事件を専属で担当しているという裁判官はおりません。

このような中、裁判官の担当事件全体に占める33条事件の割合も必ずしも大きくはないのですが、他の多くの調停や審判事件、これら进行处理する中で、33条事件の申立てがありますと、先ほど申し上げました短い審理期間の中で申立書類を審査して、児童相談所側と調整した上で、近いところで審問期日を指定すると。出頭した保護者の陳述も踏まえて、速やかに審判に至ることが要求されますので、このような迅速審理を実現するための負担感、これがやはり裁判官だけでなく、書記官や調査官等の関係職種にも相当程度あると感じております。

もっとも現状の認識としましては、適正、迅速な事件処理に向けた児童相談所の御協力もいただきながら、裁判所においては、33条事件を含む児童福祉法関連事件の処理自体は適切に行われているものと認識しております。

私からの説明は以上とさせていただきます。

○吉田座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明の内容について、構成員の皆様から御質問、御意見を頂戴できればと思います。どうぞよろしくお願ひします。

川瀬構成員、よろしくお願ひします。

○川瀬構成員 川瀬です。

今井構成員の御説明に少し質問をさせていただきたいのですが、33条事件の15歳未満の意見聴取は、児童相談所の聴取でおおむね把握できるということで、迅速審理との兼ね合いを考えたときに、「裁判所が必要と考えた場合」に児童のもとへ直接赴いて行うという御説明だったと思うのですが、けれども、「必要と考えた場合」に当たるケースは、実数としてはどれくらい行われているものなのでしょうか。それから、どのような基準で裁判官の方が判断されているのでしょうか。この2点をお伺ひしたいと思ひます。

○吉田座長 今井構成員、お願ひします。

○今井構成員 15歳未満の児童の陳述聴取について、実際に報告書以外にどのような場合に直接調査に赴くのかという御質問なのでありますが、具体的な事例として、特に私が把

握しているというものはございません。特にそうしたことが必要と考えられる事案にどのようなものがあるかということに関しては、私のほうでもそうした事例の経験がないので、何とも申し上げかねるところかと思っております。

○吉田座長 ありがとうございます。

川瀬構成員、よろしいでしょうか。

○川瀬構成員 どなたか、実際にどれくらいやられているのかということと、どのような基準で15歳未満にも聞く必要があると判断されているのかということについて、御回答・御意見いただける方はいらっしゃいますか。

○吉田座長 そういう御要望ですけれども、どなたか構成員の中からお答えいただけますでしょうか。

それでは、橋本和明構成員、お願いいたします。

○橋本和明構成員 よろしく申し上げます。

私は家庭裁判所の調査官をやっていたものですから。ただ、この33条5項の事件はやっていないので分からないのですが、例えば親権者の変更だとか、指定だとか、面会交流とか、こういうところもやはりこの条文に当たると思うのです。15歳以上の場合は必ず聞きますけれども、ただ、それ未満の子でも、やはり家庭環境の状況とか、あるいはそういう情報が入っていたらそれを一遍確認するとか、そういうことはやっていたと思います。だから、基準がどのようになっているかということではなくて、そのときの裁判官の判断に任せられるところは多いと思います。

○吉田座長 ありがとうございます。

では、川瀬構成員、申し上げます。

○川瀬構成員 子供の手続代理人が33条事案の場合に関わることがあるのかどうなのか、子供の手続代理人は弁護士さんですかね。その関わりについて教えていただきたいのですが、今井構成員、いかがでしょうか。

○吉田座長 今井構成員からでよろしいでしょうか。では、お願いいたします。

○今井構成員 手続代理人が関与された事案があるかどうかというお話なのですが、私自身の経験ではなくて、あと、私が聞いた事案の中でも特にそういうものがあつたということはお聞きしておりません。

15歳未満の児童についてですけれども、先ほど補足していただいたとおり、やはり個別の事案における判断ということになって、なかなかそれについての一般的な基準ということだと申し上げにくいようなことになるのかなと思っています。あくまで事案の内容とか、報告書からうかがわれるような児童の意向とか、そうしたことの総合的な判断というか、個別事情ということになってくるのかと思います。ちょっと答えとしてあれかもしれませんが、ありがとうございます。

○吉田座長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

それでは、ほかに御質問、御意見はございますでしょうか。

高橋構成員、お願いいたします。

○高橋構成員 高橋です。

最高裁のほうにお伺いしたいのですが、今、全体の流れと東京家裁における審理をお伝えいただいたのですが、東京家裁でやられているものについては、みんな具体的にある程度イメージができたのですが、これは最終的には裁判官の判断としても、全国の標準的なやり方という理解をしてよいのか、各地で大分違うということになるのか。先ほどの御説明で、執務の参考となる資料を各裁判所にはお出ししているというお話がありましたので、そこにどのぐらい具体的なことが書かれているかとの関係で、差し支えない範囲で教えていただければと思います。

○吉田座長 それでは、最高裁から木村課長、よろしいでしょうか。お願いいたします。

○木村最高裁判所事務総局家庭局第二課長 ありがとうございます。

東京家裁の事務につかまして、今井構成員のほうから説明してもらったわけなのですが、それぞれの裁判所でどのような形で事務を行っているかということ具体的に把握しているものではございませんで、どこがどう違うのかとか、ほとんど同じだとかいったことを最高裁として把握しているものではございませんので、その点については御容赦いただきたいと思います。

執務資料と申し上げましたが、これにつかましては基本的に法改正の法律の関係資料でございまして、審理のモデルとかそういったものではございませんというふうに認識しておりまして、そういう意味からも、それぞれの裁判所でどのような事務、運用というところにつかましては詳細を把握していないということで、御容赦いただければと思います。

○吉田座長 ありがとうございます。

では、高橋構成員、追加で質問ですか。お願いします。

○高橋構成員 ありがとうございます。

今の話の流れで、今度は東京家裁に伺いたいのですが、先ほどの川瀬構成員の話と絡むのですが、東京家裁の場合は28条は基本、乳児以外は訪問して面接をしますと。同じ家事事件手続法の条文の適用があるけれども、33条の場合は迅速性等を加味して、15歳未満は基本的にはやることは少ないとお話しいただいたのですが、それは東京家裁としては統一されているルールなのか、どのレベルでどういう会話の結果を今、御説明いただいたのかというのを教えていただいてもいいですか。

○吉田座長 それでは、今井構成員、先ほどの質問に対する回答の補足と、ただいまの御質問への回答をお願いいたします。

○今井構成員 基本的には裁判官の個別の判断ということになるのですが、基本的に申し上げますと、やはり先ほど申し上げた28条事件の性質と33条事件のそれぞれの性質とか、それぞれどのような内容のもの、お子さんに対する影響とか、あと大きいのは審理期間ということになってくると思うのですが、そうしたことから、個々の裁判官の判断ということであったとしても、やはりスケジュール感を意識した場合には、ある程

度のやり方に収れんしていくのかなと思っております。

先ほどの東京家裁以外の裁判所でどうかというお話に関連しましても、それと同じようなタイトなスケジュール感とか、そうしたところから出てくる審理のスケジュールの在り方からすると、一定の方向性をそれぞれお持ちなのかなと言えるかとは存じます。

○吉田座長 ありがとうございます。

それでは、土居構成員から御質問、御要望があるそうで、よろしいですか。

○土居構成員 土居です。

最高裁または東京家裁のほうでお答えいただければと思うのですが、33条事件の場合に審判書きに理由が書かれていないのが大半で、うちの和歌山児相で行った33条事件では、理由が書かれたことは今まで一度もないのです。一部、別の児童相談所が担当した案件で審判書きに33条審判を承認する理由が書かれたことがあるというのを聞いたことはあるのですが、その辺の運用として、最高裁が執務要領の中で理由は書かなくてもいいというふうになっているからこのようになっているのか、あるいはそれも個々の裁判官の判断なのか、それを教えていただきたいのが一点。

もう一点、書く場合と書かない場合の違い、運用の仕方というのはどのように振り分けられているのか、もし分かれば教えてください。

○吉田座長 御質問ありがとうございます。

それでは、御回答はどちらから。木村課長からお願いします。

○木村最高裁判所事務総局家庭局第二課長 まず、最高裁のほうからでございますけれども、まさに審判書きにどのような理由を書くか、あるいは書かないのかということにつきましては、最高裁としましては、何かすべきといったことは申し上げておらないわけございまして、個々の裁判官の判断ということと言わざるを得ないのかなと思います。

私のほうからは以上でございます。

○吉田座長 今井構成員、ございますか。

○今井構成員 裁判官の今井です。

先ほどの御質問に関して、木村課長のおっしゃられたとおりに思うのですが、どのような場合にその理由を書くか書かないかというのもまさに裁判官の判断ということになるので、一つ申し上げられますのは、先ほど申し上げたとおり、非常に迅速な判断が求められているという前提があって、それとの兼ね合いで決まると言う大変ですけども、あとはそれに基づく裁判官の判断なのかなと思っております。

○吉田座長 ありがとうございます。

土居構成員、よろしいでしょうか。特になければ、時間の都合もありますので、次の論点に移りたいと思いますけれども、では、土居構成員、手短にお願いいたします。

○土居構成員 時間がないところで申し訳ありません。

1つだけ、これは意見として受け止めていただければいいのですが、我々、児童相談所のケースワークあるいはソーシャルワークの中で、やはり子供とか保護者に対して

どうして児童相談所の33条の申立てが認められたのかというのを説明していくのはとても大事なことだと思っていますので、個々の裁判官の方はぜひ審判書きに理由を書いていただくようにお願いします。それだけです。

○吉田座長 貴重な御意見をありがとうございます。

それでは、次の論点に移りたいと思います。事務局からは資料1及び資料2について御説明いただきます。本日の議題は一時保護の開始に当たっての検討に関する検討となっておりますので、事務局からの説明の後、記載された論点等に関し、項目ごとに15分程度御議論いただきたいと思いますと考えております。

それでは、事務局より御説明をお願いいたします。

○野村大臣官房総務課企画官 企画官の野村でございます。

資料1、資料2を御準備いただければと思いますけれども、資料1が今回の御議論いただきたい論点となっております。その前に、資料2で実態把握調査、前回お示しをさせていただきましたけれども、その追補で一部資料を追加させていただいておりますので、その御確認をいただければということで簡単に御説明させていただければと思います。

まず、資料2の追加したものだけということで、9ページ目の資料を見ていただければと思います。一時保護の平均件数、平均一時保護期間というところでございます。一時保護の実施件数に応じて保護日数がどのように影響するかといったようなところをAグループ、Bグループ、Cグループ、要は100件超えのもの、50件超えのもの、20件程度のものということでグループ分けをして、例えば100件超えのものは非常に保護日数が長くなったりしているのかなどを確認したものでございますが、Aグループで35日、Bグループで30日、Cグループで35日といったような結果になってございます。

また、同じ資料の中で、警察からの身柄付き通告の一時保護の件数についてでございます。総数として28年の調査と今回の調査で比較したところ、約1.4倍に増えております。ただ、非行を理由とするものについては同数程度となっております。虐待を理由とする、虐待以外の養護を理由とする、障害を理由とするといったところについて、伸び率が出ているという形でございます。

続いて、10ページ目でございますけれども、警察からの身柄付き通告を受けて行った一時保護とそれ以外の一時保護についてでございます。こちらは身柄付きの通告のものとそれ以外のもので、例えば身柄付きの場合、2か月を超えるものが多いのかどうかみたいなところを確認したのですが、どちらも2か月超えのものが15%程度といったところで、同じような状況。11ページ目はそれをビジュアルとして表したものでございます。

12ページ目でございますけれども、一時保護の解除後の処遇について確認をしたものでございます。2か月以内のものについては在宅復帰の件数が多いと。2か月超えのものについては、同意あり、同意なしの場合においても施設等の措置が多いといった結果になってございます。

13ページ目でございますけれども、児童相談所の設置自治体別に一時保護件数で所内で

一時保護をしている件数、委託の一時保護の件数を確認したものであるということで資料を追加してございます。

そこから少し飛びまして、19ページ目と21ページ目を御確認いただければと思います。最初のは33条5項なのですが、申立書類のうち、申立書本体、あと、21ページ目は証拠書類ですけれども、その作成に当たっての書面の作成を担うものと、どの程度時間を要するかといったところをクロスで取った円グラフになってございます。常勤の弁護士は作業時間が短く、また、非常勤の弁護士、担当の児童福祉司については大体作成時間の構成割合が似通ったような結果になっているというのが、19ページ、21ページとも同じような状況になってございます。

そこからまた少し飛びまして、30ページ目でございます。司法審査の手續を強化することについて、必要と思うか、必要と思わないかといったようなところで、前回、「必要でない」が多いですねという御説明をさせていただきました。それについて常勤の弁護士を配置しているところ、非常勤や契約・嘱託の弁護士を配置しているところについて、差が出てくるかといったところでございますが、常勤の弁護士だと「必要である」と「必要でない」が4割ずつ程度となっております。N数の関係上、ここをどう評価いただくかというところは、ここの検討会でもまた御意見等をいただければと思います。

32ページ目でございますけれども、一時保護の延長の審判における親権者等の同意について、あと、一時保護の延長の審判の頻度について、要は2か月を超える前にやるかどうかなどでございますけれども、そちらについては総計と常勤の弁護士を配置しているところ、非常勤や契約の弁護士を配置しているところについて、傾向はほぼ同じといった結果になってございます。

34ページ目、一時保護の開始決定についてでございますけれども、こちらは現行制度のままでよいというのが多いですねというお話をさせていただきました。ここについて、常勤の弁護士、非常勤等の弁護士の配置状況によっての差異でございますけれども、常勤の弁護士が「現行制度のままでよい」が40%、「司法による事後審査を導入すべき」が40%となっております。

同じく36ページ目でございますが、開始決定に司法の審査を導入する場合の親権者の同意についてどう考えるか。「同意の有無に関わらず対象とすべき」、「同意のない場合に限って対象とすべき」といったところでございますが、先ほどの34ページなどと同じような傾向。要は、常勤の弁護士だと半分半分といったような状況となっております。

42ページでございますけれども、また書類の作成の関係になります。33条5項の申立書類、28条1項の申立書類について、それぞれどういうプレーヤーが作業をしているか、書類を作っているかといったところでございます。33条5項で児童福祉司、28条1項で児童福祉司が作っている、両方とも児童福祉司が作成しているというのが55。両方とも非常勤や契約などの弁護士が作っているというのが77。一方で、児童福祉司が33条5項では作っていますよと、28条1項は非常勤などの弁護士ですよといったものが41あるという状況に

なっております。

あと、44、46ページを確認いただければと思いますが、こちらは先ほど33条5項でクロスで取らせていただきました書面の作成を担う者と時間別でございますけれども、先ほどの33条5項と同様の傾向でございます、常勤の弁護士だとやはり作業時間が少し短めの傾向が見てとれるといったようなところでございます。

資料2については、追加分ということで、以上でございます。

続きまして、説明を先にとと思いますが、資料1を御用意いただければと思います。「一時保護の開始にあたっての検討事項に関する検討事項について」というところでございまして、1枚おめくりいただいて目次を御覧いただければと思います。今回の検討会、開始、保護期間中、解除という3つの時間軸に分けて御議論いただければと思いますが、本日は開始についての御議論ということで、開始についての論点をより詳細に、1、2、3、4と柱立てをさせていただいております。1がアセスメントやカンファレンス、2で一時保護委託の在り方、3が児童相談所の調査権の在り方、4が家庭裁判所の審査の在り方となっております。

3ページ目でございますけれども、現状として、一時保護の目的。一時保護のガイドラインにおいて、生活場面で子供と関わり寄り添うとともに、子供や家族に対する支援内容を検討し、方針を決める期間というのが一時保護ですと。

アセスメントなどについてですけれども、アセスメントシートの様式とフローチャートというのがあります。当事者が保護を求めているか否かなどのチェック項目に基づいて一時保護の必要性、緊急性を判断するというふうになってございます。

また、保護の要否判断については、受理会議等において組織的に検討・決定していくことが必要ということがガイドラインなどに書かれています。

子供への説明、意見聴取についてでございますが、それぞれ一時保護のガイドラインにおいて、子供の権利擁護の観点から、一時保護の理由、目的、予定されるおおむねの期間などについて説明し、同意を得て行うことが望ましいとされております。

また、保護者については、その上で一時保護の開始を決定したときには速やかに一時保護の開始の期日など、文書で保護者に通知するというふうになってございます。

そういったことを踏まえまして、論点としてでございますけれども、(1)アセスメントについて、アセスメントの質の向上のためにどのような方策があり得るのか。(2)カンファレンスについて、組織として責任を負う運用を徹底するためにどのような対応が考えられるのか。(3)児童の意見表明について、児童の意見を聴く仕組みや意見表明を支援する仕組みについてどう考えるか。(4)保護者との関係でございますが、保護者への通知の仕方、保護者の意見を聴く仕組みや意見表明を支援する仕組みについてどう考えるか。とりわけ保護者の同意が得られない等の困難なケースについてどのように考えるか。

(5)他機関との関係について、警察からの身柄付き通告の件数が増えていることをどのように考えるかという5つについて論点を置かせていただいております。

6 ページ以降はそれに関連する資料を、今御説明したようなものの根拠となるものを追加しておりますが、14ページを御確認いただければと思います。今まで御説明したものに付加したものでございまして、一時保護の必要性についての子供本人の同意の有無ということで、平成29年度の調査研究事業で、一時保護の必要性について「必ず本人の同意を確認する」の割合が63.1%程度になっているといったところを確認しております。

続いて、17ページを御覧いただければと思いますが、一時保護委託の在り方についてというところ。平成30年度の一時保護が4万6497件、そのうち一時保護所への一時保護が2万5764件、児童福祉施設等への一時保護委託が2万733件となっております。この委託について、一時保護ガイドラインでは、乳幼児の一時保護、可能な場合は里親への委託を検討する、よりきめ細やかな専門的なアセスメントが必要な場合は施設への委託を検討するというふうになっております。一方、学齢以上の子供の場合については、専門的なケアの必要性の程度に応じて、一時保護所、里親施設を選択することが必要といったような基本的な考え方をお示ししています。

委託先については、児童養護施設の割合が最も高く37.2%、次いで里親が18.2%でございます。委託を選択した理由は、基本的な生活習慣が自立していない子供のためが最も多く32.1%、次いで、一時保護所に空きがなかったためというのが21.8%となっております。

また、所内の一時保護と比べた場合の子供の立場から見たメリット、デメリットについて、児相のほうでの調査というところで、メリットとしては「通園・通学ができる」が最も多く63.1%、デメリットとしては「安全性が十分でない」が最も多く55.7%となっております。

こういったことを踏まえまして、論点としてでございますけれども、一時保護委託を適切に進めるに当たり以下の点をどのように考えるか。一時保護委託、所内一時保護の機能・役割、子供の状態と委託先のマッチングの在り方、里親・専用施設等の委託先の確保方策、委託先への研修や支援体制の充実といったようなところで合意をさせていただきました。

19ページ目を御確認いただければと思いますが、右側の円グラフ、年間平均入所率でございます。年間平均入所率は保護所により様々で、入所率が100%以上というのが19.4%となっております。一方で、40%未満となっているのは、20%未満が7.9%、20%以上40%未満が16.5%、40%未満は都合24.4%ということで、二極化しているようなところもあろうかと思っております。

続いて、26ページ、27ページ、28ページ、29ページ、それぞれ自治体ごとの一時保護の状況、児童養護施設等の入所率の状況、里親の数といったところを御用意しております。

また、30ページ目、一時保護の委託費についても基本的な考え方の確認のための資料をつけさせていただいております。

また、31ページ目、3ポツで児童相談所の調査権の在り方ということでございます。現状として、児童相談所は通告を受けた際に安全確認を行うことがその業務とされております。

す。児童相談所による関係機関に対する調査権限については、児童相談所等から求められた場合に医療機関や学校等は、被虐待児童等に関する資料等を提供できるというふうに平成28年の児童虐待防止法の改正によりなされております。

他方、やはり情報提供を拒まれる事例も指摘されているといったようなことを踏まえまして、論点として、児童相談所が関係機関等から情報収集をより円滑に行えるようにするため、どのような施策が考えられるのか。例えば応諾義務を課すことなど、そういったところを御議論いただきたいということで論点を設けてございます。

35ページ目「4. 一時保護に関する家庭裁判所の審査の在り方について」というところで、現状でございますけれども、29年の児童福祉法の改正において、2か月を超えて一時保護を引き続き行うことが親権者等の意に反する場合に、家庭裁判所の承認を得なければならないとされています。今回の調査で一時保護件数のうち2か月未満が84%、同意のない一時保護は保護開始時点では全体の22%程度という状況がございます。現行制度上、一時保護決定についての事後救済というのは行政不服審査法に基づく不服審査、または行政事件訴訟法に基づく取消訴訟での対応ということがございます。

こういったことを踏まえまして、論点としてでございますが、平成29年改正で導入された2か月超えの親権者等の意に反する一時保護に関する司法審査についてどのような評価をするのか。29年改正で導入された司法審査の実態を踏まえまして、一時保護に関する家庭裁判所の審査の在り方、事後救済を含むものでございますが、それについてどのように考えるか。また、常勤弁護士の配置など、法律関係業務を効率的に処理するための児童相談所の体制整備を推進していく必要があるのではないか。4つ目でございますが、家庭裁判所の審判手続における子供の意見聴取の在り方をどのように考えるかということで、4つの論点を掲げさせていただいております。

39ページ目の上の児童相談所における弁護士の活用状況等というところで、平成28年4月1日から令和2年4月1日までの各児童相談所における常勤職員としての配置状況等をデータとして御用意してございます。

駆け足になりましたが、以上でございます。

○吉田座長 ありがとうございます。

それでは、まず、資料1の「1. 一時保護開始にあたってのアセスメントやカンファレンスの在り方について」御議論をお願いいたします。

御発言をいただく前には挙手をいただくか、ウェブ参加の方は手を挙げる機能を御利用ください。それでは、お願いいたします。いかがでしょうか。

鈴木構成員、よろしく願いいたします。

○鈴木構成員 よろしく願いいたします。

これについては、非常に対応職員の経験値というか、ベテラン度などというのがよく議論になるわけなのですけれども、私がおりました三重県では、リスクアセスメント等のデータ分析、データを蓄積いたしまして、そこから見えるものを次の処遇に生かしていこう

ということで対応しております。やはり客観的なそういうデータをためて、その中でどういう事例が危ないかとか、そのようなことをきちんとデータに基づいて判断していくことが非常に重要なのではないかとということで、今、三重県もやりかけているところですが、やはりデータの数は多いほうがいいと思いますので、これはなるべくほかの都道府県なども形を統一するようにしながら全国的に集めていく。その中で、どういうものが危ないかということが見えてくるのではないかと思います。

1つ例を挙げますと、死亡事例の検証報告の中で零歳零か月が一番多いというデータが出ておりますが、あのようなデータは今、児童相談所も生かしていると思うのです。零歳の子供の通告が来たときには非常に緊張して対応すると思うのですが、そのようにデータの裏づけでもって対応していくということがすごく大事だろうと思います。

ただ、現場にはデータを生かすノウハウというのもまだない現状ですから、その辺は本当にデータを集めながらつくっていかねばいけないところだと思っています。決して職員の経験値を否定するわけではないのですが、そのような両方あったほうがいいかなと思って提案させていただきました。

○吉田座長 ありがとうございます。貴重な御意見をいただきました。

それでは、オンラインのほうで藤林構成員から挙手されているようですが、藤林構成員、よろしくお願いします。

○藤林構成員 私もアセスメントについて述べたいと思うのですが、児童福祉法上は、安全確保または状況把握のために必要と判断すれば保護を行うというふうになっているわけなのですが、あまりにも包括的な文言であるために、いかようにも拡大解釈されてしまう危険性があるかなと思っています。

そういう意味で、要件をもっと明確にする必要があるのではないかと考えているのですが、そこが7ページにもあります手引きのアセスメントシートが一つの目安を与えていると思うのですが、そもそも「子ども虐待対応の手引き」が平成24年版で、25年以降改訂されていない。その間に法改正が数度も行われているにもかかわらず改訂されていないということなのですが、それはさておきとして、このアセスメントシートに私も現場にいる人間として問題点を幾つか感じております。

ちょっと字が細かくて見えにくいかもしれませんが、そもそもこのフロー図で一時保護の妥当性とか適法性が本当に確認されているのか。エビデンスに基づいたフロー図なのかどうか分からないのと、チェック項目にチェックすることで当てはまる事例が拡大してしまうという危惧もあるかなと思います。関係機関が一つでもチェックをつけておれば、これは一時保護できるのではないかと読み取ってしまうところがありまして、例えば外傷といっても様々な外傷があるものですから、ここにチェックすれば一時保護ができるというふう読み取ってしまうところがあるかなと思います。（音声途絶）

聞こえていないですかね。

○吉田座長 少し途切れましたので、もう少し前に戻ってお願いいたします。

○藤林構成員 手引きのアセスメントシートの問題点が2つありまして、一つはこのフローチャートをつければできるということと、もう一つは、チェック項目にチェックをすることで当てはまる事例が拡大してしまうのではないかと懸念があります。具体的な例で言いますと、外傷というところにチェックをすれば一時保護できるというふうに読み取れるわけなのですが、外傷には非常に様々な範囲があるわけなので、そんなに簡単にできるものではないのではないかと思いますけれども、読みようによってはそのように解釈されてしまうところがあります。

ただ、手引きでも、「補助的な道具として用いられるものであり、機械的に判断すべきではない」と書かれているわけなのですが、どうも昨今、このシート、フロー図が非常に注目されて、その辺の意味がよく分からない関係機関による誤った判断がされているのではないかと考えています。

その意味で、ぜひ今後、虐待対応の手引きの改訂版が多分作られるのではないかと考えているのですが、実務に即したものであるとかエビデンスに基づいたものを作成してほしいと願っているものです。

もう一点、昨今、米国でDRという区分対応システムが日本でも紹介されています。リスクアセスメントという言葉だけで、アセスメントしていくことに危惧がありまして、アメリカではセーフティーとリスクは分けて使っているわけなのですが、そういった考え方も検討してアセスメントシートの改訂版を作っていかれたらいいのではないかとというのが私の意見です。

以上です。

○吉田座長 ありがとうございます。リスクアセスメントシートそれ自体とアセスメントの仕方ですね。その改訂が必要だということです。

では、御意見をお願いします。川瀬構成員、どうぞ。

○川瀬構成員 今の藤林構成員のお話にし少し重ねるのですが、アセスメントシートの第1項目に、「当事者が保護を求めているか」とあり、子供自身が保護・救済を求めているところが最初の判断基準になっているのですが、今、自分がどのような状況に置かれているのかきちんと説明を受け、保護された先にどのような選択肢があるのかが示されることが、子供自身が救済を求める、あるいは求めないという最初の意思表示の前の段階できちんと行われるべきと感じています。その上で、その子供の意向を明確にしていく必要があると思います。子供の年齢や特性を踏まえた上で、子供に合った説明がなされることが非常に大事だと思います。その辺りを踏まえた改訂が必要なのではないかと考えています。

以上です。

○吉田座長 ありがとうございます。

中村構成員からお願いいたします。

○中村構成員 中村です。

先ほどの今井構成員からの話でもありましたとおり、特に15歳未満の子供の意見聴取については、児童相談所の報告書面を参考にするとご説明されていたかと思いますが、ということは、児童相談所において子供、特に15歳未満の子供たちの意向を聴くことはすごく重要であるという事を改めて感じました。意向聴取が必ずされているのかどうかが気になります。児童相談所によって、ばらつきがあるのではないかという点が大きな課題になってくるのではないかと思います。そして、意向聴取を実施しているか、取組みがあるかないかというのも資料で記載があったかと思いますが、その取組み内容の精査はすごく重要なのだろうなと思いました。

もう一つは、アセスメントについてですが、児童相談所、特に併設の一時保護所のほうはかなり閉鎖性が高いところが多いと思っていますが、アセスメントにおいて、そういう閉鎖環境に置かないといけない子供のアセスメントというのはどのようにして行われているのか。というのも、やはり学校にも行けないし、外部とのコンタクトも取れないという閉鎖環境に子供を置くという判断をした事やアセスメントの目的、子供の安全性というところと、その他の子供の権利の保障の部分をどのように考えているのか。もし児童相談所の方がお答えいただけるのであれば、方法や実践についても聴けたらと思います。この点がとても重要だと思います。

最後に、前回もお話しさせていただいたかと思いますが、あと、川瀬構成員のお話でもありましたが、子供が保護をしてほしいという意向がある。ただ、課題となっているのが、保護されなかった、措置されなかった、家庭に戻されたという経験者たちについてです。やはりそのことでも苦労したという経験談がある中で、アセスメントと保護というのをどう考えていくのかというところもすごく重要なのかなと考えています。

以上です。

○吉田座長 ありがとうございます。重要な指摘かと思います。

それでは、橋本和明構成員、お願いいたします。

○橋本和明構成員 ありがとうございます。

アセスメントのこととかエビデンスのこと、そんな話も出ましたけれども、今、問題になっているのは、一時保護が適切かどうか。それが児相内部だけではなくて、対社会的にどうなのかというところですね。そのようなところで、所内でいろいろアセスメントの精度を高めて、これは大事だと思いますが、それを社会的にどう認めてもらうか。みんなの同意をどう得るか。こういうところが大事だと思うのです。

ただ、現実に私がいろいろ聞いて回ったところ、児童相談所が一時保護をする理由をちゃんと保護者に説明していない。あるところは非常に事実をしっかりと書面に書いて、こういうところで保護しましたという理由を書いているけれども、あるところは、何項目かチェックだけがあって、そこをチェックするだけで連絡をしている。こういうところにそこら辺の差があって、保護者としてはやはり何で保護されたのだというところが分からないまま進んでいって、ただアセスメントがこうですよと言っても、それは保護者は納得しな

いのではないか。

私は家裁の調査官をやっていたのですが、家裁の調査官をやっていて、プライバシーのことに入っていく場合に、やはり非行事実の蓋然性みたいなどころがあるからプライバシーに入っていけるといふところがあると思うのですが、虐待の場合はそこら辺をどう考えたらいいのか。そんなところがちょっとあやふやで、通告の要件は思われる段階。でも、出頭要求や立入調査などはおそれがあると認めるときと。そこら辺ちょっと要件が違うのですが、一時保護をする要件がやはりちょっと曖昧な感じがして、どこの事実を大事にしていくかと、ここら辺が大事な感じがしました。

○吉田座長 ありがとうございます。

それでは、オンラインのほうで久保野構成員から手が挙がっているようですけれども、久保野構成員、よろしくお願ひします。

○久保野構成員 ありがとうございます。久保野でございます。

ただいま御指摘のありました要件の話と関係し、また、この論点だけではなく、ちょっと後の論点との関係でも気になっている点を御質問させていただきます。

3 ページの一時保護の目的のところ条文明が引用されておまして、一時保護については「子どもの安全を迅速に確保し、適切な保護を図るため、又は子どもの心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため」となっておりまして、この「又は」の前と後とでは異なった目的での一時保護ではないかと感じているのですけれども、「又は」の前なのか後なのかの違いによって、例えばアセスメントの仕方ですとか、アセスメントシートなどが別々に設計・運用されているか、あるいは理由の説明をするときに「又は」の前の一時保護なのか、後の一時保護なのかということとを区別して説明するのかといったような扱いについて教えていただけましたらと思います。

以上です。

○吉田座長 ありがとうございます。

この点は事務局のほう、いかがでしょうか。

○金子虐待防止対策推進室室長補佐 おっしゃるとおり、一時保護ガイドラインにおきましては、今おっしゃられたものは緊急保護、アセスメント保護という形で考え方を分けて、それぞれ留意点などを分けて書いてはございますが、用いるツールですとかアセスメントシート、先ほどのフローチャートといった実務的なツールはそれぞれ分けて使われているとか、そういうことにはなっていないと思いますので、おっしゃるように、現場で保護するときどちらの趣旨で対応しているのかという点の一つの大事な論点なのかなと受け止めました。

○吉田座長 ありがとうございます。

久保野構成員、よろしいでしょうか。

それでは、次の論点に移りたいのですが、その前に茂木構成員、手短かにお願いします。

○茂木構成員 一時保護の開始に当たって、やはり調査保護と緊急保護は全然違うわけで

すね。調査保護の条文が入るときに、調査保護は相当反対意見なども議論の中であったように私は記憶しているのですけれども、やはり調査保護に関しては相当慎重に行わなければいけませんし、さらに、一時保護をしたことによるデメリットについて何らチェックはされていないのですね。所内の議論のときに私は必ず、一時保護をすることのデメリットは何かと、そこはちゃんと考えたのかということを経験の中ではしゃべっているのですけれども、やはりこのチェック項目の中で一時保護をすることのデメリットはどんなことがあるのかというところは重要な開始決定の一項目になるのかなと感じています。

もう一点は子供の意向ですね。家から離れてもいいのか、家にいたいのかという、要はそういうところだと思うのですけれども、多くの小さい子供に関しては、家から離れることなんて全く想定できないわけですね。ほかの家庭も知らないし、ほかにどんな生活があるのかも想像がつかないというところがあるので、子供は一般的には自分の巣から離れることに対しての不安を持ちますから、多くの場合は嫌だというふうに答えることが少なくないと思うのです。

では、子供の意向は、表面的にそのときに嫌だと言ったことが真実なのかどうかということとはとても重要な視点で、言葉で表しただけが子供の意向ではないということをアセスメントするときに十分に専門職は理解しておかなければいけないのだろうと日々感じております。

以上でございます。

○吉田座長 ありがとうございます。

それでは、あとお二方だけでこの論点を終わりにしたいと思います。ほかにもたくさん議論しなければいけない点がありますので、あとお二方、藤林構成員と土居構成員からお願いいたします。では、藤林構成員、お願いします。

○藤林構成員 2つ意見を述べたいと思います。

先ほどの調査保護の考え方は28年法改正から入ってきたものですので、私が先ほど提案したように、虐待対応の手引きにしっかりと、こういった場合に調査保護が行い得るのかどうかというのを明確にすることが重要であり、本来、これはイギリスの法律ではアセスメントオーダー、という裁判所の決定で調査保護を行うという仕組みがあるので、そのことも今後考えていくべきではないかと思っています。

2点目ですけれども、子供の意見表明について、現状、児童相談所の実務で何をやっているかという、子供の意見というか子供の気持ちを聴くということであって、本来の子供の意見表明の仕組みというのはないのではないかと私は思っています。一時保護することについて、ただ子供の意見を聴けばいいという問題ではなくて、一時保護するに当たって、このような重大な決定に対して子供の意見が反映されることであるとか、またはしっかりと意見が聴取されて決定に参加するということが本来ではないかと思っています。

その意味では、やはり司法審査が本来は保護前または保護後速やかに行われ、子供の意見がそこで述べられるということ。また、子供の意見が年齢または障害の程度に応じて、

適切に述べることができる、意見を聴かれることが必要なと思っています。

特に私が懸念しているのは、子供が一時保護を拒否している場合、どうしても嫌なのだとやっている場合に、それでも児童相談所としては子供を保護しなければならない状況があるわけなのですけれども、虐待だけに限らず非行の場合もそうなのですが、子供が一時保護を拒否している場合に、その意見がしっかり反映されるような場が現状はないのではないか。そう考えると、少年事件の手續において裁判所側が判断するわけなのですけれども、こういった児童相談所の保護の場合には司法手續がないということは、子どもの権利委員会からも指摘されているところで、やはり何らかの司法手續が必要ではないかなと思っています。

ついでに言いますと、子供が一時保護不同意な場合に、身体を直接的に拘束してまで保護できるのかどうかということが法律上も、児童相談所運営指針においても、手引きにおいても書かれていないのです。ここはできるのかどうかというのを明確にするべきではないかと思っていますし、体を拘束してまで保護できるという解釈であるのであれば、それこそ司法審査が必要ではないかと思います。

以上です。

○吉田座長 ありがとうございます。

それでは、土居構成員、お願いいたします。これで最後になります。

○土居構成員 ありがとうございます。

アセスメントについて、今出てきた意見の中でも大きく2種類あったと思うのですけれども、一つは過剰な保護、保護し過ぎとか、保護すべきでない者を保護しているところと、もう一つは、保護すべきものを保護しない点としてあると思ひまして、これは意見になってしまいますけれども、私も藤林構成員と同じように、やはりこの開始の時点での司法審査は、そういった過剰な保護の側面からは入れていく必要があるのではないかと考えております。

そこにプラスして、司法審査が入るまでにはまだ時間がかかると思いますので、その間に、例えば33条審判で却下された事例であったり、28条とか一時保護処分取消訴訟、あるいは審査請求が認容されたような事例、そういったものを集積して事例を分析する必要があるのではないかと考えております。もう一つの保護すべきものを保護していないという辺りは、やはり今、ここの論点のところにも引用されておりますけれども、死亡事例の検証報告が、国が委託してやっているものもありますし、各地方公共団体がやっているものもたくさん出ていますし、その辺りのものを集積しながら、本来一時保護すべきだったのにしていない事例を分かりやすく、見やすく、どこの児童相談所も見られるような形で公表することも必要なのではないかと考えました。一つ一つの冊子がかなり分厚いので、なかなか目を通す機会が少ないのですけれども、その辺の共通するところを集めて分析してきちんと出していかないと、同じようなことがずっとこの先も続いていくのだらうなと思ひました。

以上です。

○吉田座長 ありがとうございます。

この点につきましては、私も含めてまだまだ御意見おありかと思えますけれども、次の論点に移りたいと思います。

続きまして、資料1の「2. 一時保護委託の在り方について」という点でございます。

それでは、一時保護委託の在り方について御意見を賜ればと思います。資料の18ページ、一時保護委託を適切に進めるに当たり、以下の点をどのように考えるかというのが論点として上がっておりますけれども、必ずしもこれに限るものではありません。

それでは、御意見をお願いいたします。

高橋構成員、お願いいたします。

○高橋構成員 高橋です。

論点の立て方が一時保護委託の在り方となっているのですが、子供がどういう生活上の利益、不利益を被るかということと、それが一時保護なのか一時保護委託なのかということは、本来は別の問題なのかなと思っています。

そういう意味で、直接児童相談所が一時保護をやったほうがいいものと、その必要性がそんなにないものという言い方で問題を切り分けるのであれば、まだ理解ができるのですけれども、それが委託なのか、委託ではないのかという立て方は、私としては、いまいちすっきりしなかったかなと思っています。

そのことと関連すると思うのですが、生活上の自由を優先して一時保護委託にするケースの中では、ケースによってはケースワーカーがなかなか会いに来てくれないことを子供さんが不安に感じているという話を聞くこともありますので、委託のメリットとデメリットというか、そこは大事かなと思っています。

もう一つ、弁護士が関わっているものとして、子どもシェルターが全国に20か所ぐらいあって、高齢のお子さんの一時保護委託はかなりの数を今、子どもシェルターでもやっているのですけれども、通学などの日常生活を認める場合に特に費用が不十分だという声が出てきています。それと、委託になるとどうしても児童相談所のケースワーカーさんの気持ちの温度が少し下がるらしくて、心理とか医療の面での十分な児相の制度が活用できていないということも時々聞きます。

以上です。

○吉田座長 ありがとうございます。

それでは、茂木構成員、お願いいたします。

○茂木構成員 次の資料、何枚かめくった後に都道府県ごとの委託率、所内保護と委託の比率がありますけれども、これは数年前と比べてあまり変わっていないのですね。実は私もこの問題はずっと関心があって数値を調べていたのですけれども、やはり委託率が高いところは伝統的に委託を行っている。今回、ガイドラインができる前は、一時保護は原則として一時保護所だという規定がありましたけれども、それが撤廃されて、子供にとって

どういふ場所が適切なのかで判断しましょうというふうにな大きくな変わったのですが、実際には委託を積極的に進めているところはそういった意識がありますけれども、そうでないところは相変わらず、一時保護はまず一時保護所が行うべきものという意識から抜け切っていないという実態があるかなと感じます。

さらに、委託が進まない要因は、やはり受け皿が決定的に少なくて、所内保護をせざるを得ないという実態があるわけですね。委託のメリットを積極的に活用しましょうというふうな、笛吹けど踊らずというように、やはり受け皿がないという大きな問題があつて、委託を進めるに当たっては受け皿を十分に確保していかないと、絵に描いた餅に終わってしまうかなと感じます。

○吉田座長 ありがとうございます。

それでは、橋本佳子構成員、お願いします。

○橋本佳子構成員 高年齢の子供で委託一時保護をするときに、例えばなかなか家には帰れない。でも、施設入所の措置も現実的には難しい事情がある。そういった場合に、先ほど受け皿が非常に少ないということで、本当に児童福祉ではない、例えば非行の少年を支援している自立準備ホームですとかグループホームの方に委託一時保護をして、何かすごい長期間一時保護を継続しているというケースも結構見られまして、そのときに措置されているお子さんですと、退所するときに結構自立のための支援がきちんと整備されているかなと思うのですが、なかなかそういった措置ができない。委託一時保護だけがずっと延びているような方だと、解除したときに自立の支援を受けられるサービスにかなり差があつて、その辺の一時保護、委託のあり方についても検討したほうがいい課題なのかなと思います。

○吉田座長 ありがとうございます。

それでは、先に藤林構成員、お願いいたします。

○藤林構成員 私はこの一時保護委託の在り方についてではなくて、そもそも一時保護の在り方ということで意見を述べたいと思うのですが、事務局から説明があつた一時保護ガイドラインの策定に私も関わつていまして、このガイドラインが示している大きな考え方は、今までの一時保護の在り方を根底から発想を変えるものだったなと記憶しています。今日、ガイドラインが皆さんの手元にないので、ちょっと私が読み上げますけれども、4ページのところに記載があります。「子どもの安全を確保するための閉鎖的環境で保護する期間は、子どもの権利擁護の観点から、子どもの安全確保のために要する必要最小限とし、開放的環境においても子どもの安全確保が可能であると判断される場合は、速やかに開放的環境に子どもを移すことを検討する」。

要するに、保護者が子供を奪還しに来るとか、子供が不安定で飛び出すとか、こういった安全が確保できないときは閉鎖的な児童相談所に併設された一時保護所だけれども、そういった状況がなくなつてしまつたら、速やかに開放的な環境に移して、外出制限を最低限する、または通学を保障するというにすべきなのだとなくなつてきているわけなのです。

ですから、一時保護所がいっぱいだから一時保護委託するというのではなくて、基本的にはアセスメント段階になったら開放的な一時保護委託環境なのだということが、まだまだ全国的には浸透していないのではないかと考えています。

我々福岡市は、この考えに沿って一時保護委託環境を大幅に増やしていきまして、一時保護専用施設が現在35ベッドだったかな。三十幾つあるわけなのですけれども、こういう形で、この発想を基に福岡市では、児童相談所の一時保護所にいる期間を短くするというで、半分ぐらいまで短くしつつあるのですけれども、このように委託一時保護を進めていく上での課題が2つあると思っています。1つは、一時保護専用施設、せっかく厚労省さんが予算をつけていただいたのですけれども、マンパワーが非常に厳しいというか、6人に対して2.5人ぐらいなので、なかなか学校への送迎であるとか、学校に行かない不登校のことは十分ではないかなと思っています。

それから、一時保護委託をしたくても、心身の状態とか行動障害があつて、通常の児童養護施設では難しい子供さんがいらっしゃる。そういった場合に児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害児入所施設といった、より専門的な施設での受け皿をもっと開拓していくという課題があるのではないかと考えています。

以上です。

○吉田座長 ありがとうございます。

それでは、先に鈴木構成員、お願いいたします。続けて川瀬構成員、短くなりますが、よろしくをお願いします。

○鈴木構成員 鈴木でございます。

私は現役の頃に各施設の施設長さんなどと話をしていましたら、例えば長期に施設に入っている子供さんと一時委託で来て短期で帰ってしまう子供さんが混合することについて、その施設に長く生活している子供さんに与える影響が大きいと聞いたことがあります。それから、例えば病気ですね。新しく入所した子がノロウイルスとかインフルエンザを持ち込んで、施設の中ではやってしまうようなことがあったということで、専用施設というのはやはり大事になってくると思います。

でも、やはり先ほど藤林先生もおっしゃったように、人的なものが非常に厳しいということで、三重県は今、ベッド数はちょっと覚えていませんが、3か所できておりますが、そのようなものをつくりながら、人も充実させていくということ。それから、やはり先ほど言いましたデータに基づいて、今の増え方でいったら、何年後にはどれぐらいのベッド数が要るのだろうという点をシミュレーションしながらきちっとして整備していくべきではないかと思っています。

もう一つ、今、施設が小規模化しており、さらに各棟ごとに「ここは学齢児だけ」とか「女子だけ」などの条件が付きますと預けるところがなくなってきているという現状があります。小規模化された施設では複数の空きベッドを確保しておくことも出来ず、きょうだいを同じところに預けることは難しいという現状も出てきているということを御報告さ

せていただきます。

○吉田座長 ありがとうございます。

では、最後に川瀬構成員、お願いします。

○川瀬構成員 ありがとうございます。

先ほど高橋構成員からもありましたけれども、そこに一時保護された子供の担当ケースワーカーが会いに来ないということですか、そこでいろいろな不安や悩みを抱えたときに、職員としても、ほかにメンバーがいる中で、一時保護の子供に積極的に関わることはなかなか難しいわけですね。いろいろな悩みやその背景を掘り下げても、継続的に関わることはできないわけですから。ケアワークはケアワークの目的があり、一時保護の目的とケアワークの目的は違います。しかも児童養護施設が小規模化されて、例えば6人定員で5人の子供が生活しているグループホームに新しい子供が入ってくると、子供たちにとっては大きな変化です。家族がいなくなって、また増え、またいなくなって、残された子供は別れを経験する。

子供の権利を守るために一時保護所から施設へという積極的な説明がなされているわけですが、一時保護所が逼迫しているから、あるいは自前で一時保護所を運営することが財政的に難しいからという消極的な理由が本音なのだとすれば、目的が違うところへ一時保護委託された子供の権利がちゃんと守られているのかということは、そろそろ検証するべきなのではないかと思っています。

以上です。

○吉田座長 どうもありがとうございました。

ほかにもまだ、例えば委託費の問題とかがありますが、それでは、本当に次が押していますので手短にお願います。宮口構成員、お願いします。

○宮口構成員 宮口です。

私は乳幼児の子供とよく関わっているので、今のお話もすごく実感してまして、保護というのはやはり子供にとって安心安全が損なわれる、緊急でという形で心も体も一番リスクなときですね。そのときに特別な手当てとかケアが要するという状況なので、乳児院の先生方のお声を聞いていると、本当にその子に対しての医療的なケアだったりとか、心身の状況であったりとかというのは特別なケアが要るのだと。そこに全然マンパワーが足りないということを普段からお伺いしています。

なので、一時保護委託というところで考えるに当たっても、今、川瀬構成員が言っていたみたいで、子供にとって安心安全な場所、そこにどのようなケアがなされるのかということが本当に改めてここを考える上でどこなのかというよりも、特定の大人がちゃんと見通しを持って見てくれるというようなこと、安心安全な場所ということが改めて必要かなと考えました。

以上です。

○吉田座長 ありがとうございます。

それでは、まだまだあるかと思いますが、3番目の論点「児童相談所の調査権の在り方について」ということで、今日の資料1で言うと31ページになりますが、この論点を中心に御意見をいただければと思います。

それでは、高橋構成員、お願いいたします。

○高橋構成員 調査権が義務規定になったほうがいいかどうかということで、少しいろいろな弁護士に話を聞いてきました。現行規定で幾つか困っている事例があるので御紹介します。1つは、病院にカルテの提出を依頼したけれども拒否をされた。それから、保育園に児相から親や家庭の状況を聞いたときに、「できる」という規定だと、どこまで回答するのか園側は悩むし、後々親御さんからクレームを言われたときに、「しなければならぬ」だったら、そういうことなのだと御説明ができるのだけれども、それが理由で回答してもらえなかったりすることがあるということがありました。

直接この論点とは関係ないのですが、13条の4は特定妊婦が書かれていないので、特定妊婦についての調査権をどうするのかということを知ることがあります。あと、やはり弁護士だと、関係機関側からこの条文は答えなければいけないのですが、答えなくてもいいのですかと質問されたときに、少なくとも表現上は答えなければいけないとは書いていないので、うそは言えないので、答えなければいけないと言うわけにはいかないけれども、答えてあげてほしいという返事をせざるを得ないという現実的なところがあります。

あと、市町村が病院に問い合わせたときに、児相だったら出すけれどもみたいに言われたケースも聞いたというふうに聞いています。

以上です。

○吉田座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

それでは、橋本佳子構成員、お願いいたします。

○橋本佳子構成員 児童相談所に勤めているので、この調査というのは本当に普段非常に苦勞をしております、特に保護者との関係性を重視する機関と、あと、公的機関から断られることのほうが多いかなという印象を受けています。

また、保護者の同意をもらっていただければ提供しますと。それはプライバシーという意味ではそうなのかなと思うのですが、最初のほうに情報収集したい、まだ保護者との信頼関係が十分に築けていないというときに、なかなかこの調査の根拠ではお答えいただけないことが個人的には傾向としてあるかなと感じておりますので、御報告させていただきました。

○吉田座長 ありがとうございます。

ほかにこの点でいかがでしょうか。

それでは、土居構成員からお願いしたいと思います。

○土居構成員 ありがとうございます。

今、橋本構成員からもありましたように、児童相談所が行う援助は全てきちんとした調

査が行われていることが前提だと思っています。きちんとした調査があつてこそ、その先の見立てであつたり、その先どうしていくのかというのが決まっていくので、その調査が一部できなくて、不正確な事実だけに基づく、その後のことを考えなければいけないとなると、これは本当に間違つたことをしてしまう可能性もあるし、親御さんのニーズに合わないということも当然あると思います。

やはり最初にすべき調査についての規定が今のような組織法の中の規定の一部を使つたり、あるいは児童虐待に関しては「できる」という中途半端な形での規定であつたりというのは、何かやはりおかしいと考えておりますので、そこはきちんと手当てをしたほうが良いと思っています。

この間いろいろとそういう調査規定を幾つか調べてみて、もう皆さん御承知のとおり、捜査機関については刑訴法にありますし、少年事件については少年法にありますし、弁護士会照会については弁護士法に規定がありますし、最近話題となっている国勢調査についても、私は存じ上げていませんでしたけれども、調べてみると、統計法に参考になる規定がありまして、その13条に「報告を求めることができる」と書いてあつて、その後「報告を求められたら拒んだり、虚偽の報告をしてはいけない」と書いてあつて、61条に罰則規定までついています。

○吉田座長 ちょっと音声途切れています。

○土居構成員 先ほどありましたけれども、公的な機関が回答してくれない場合というのは実は少なくなくて、例えば裁判所であつたり捜査機関にも調査をかけたいのですけれども、どうしても最初の段階でいろいろと濁されてしまうところがあつて、そういった機関に対してもきちんと調査ができるような規定が欲しいなと考えております。

以上です。

○吉田座長 ありがとうございます。

ほかにこの応諾義務について。

それでは、杉山構成員、お願いします。

○杉山構成員

前回の改正のさいに、司法関与を入れるべきかという議論がされたときに、児相の調査権が今のような不十分なままでは、司法関与を入れたとしてもうまく機能しないのではないかと、児相から裁判所に提出される資料が不十分であると、司法のチェック機能がうまくチェックしないのではないかと課題が出されていて、結局そこは十分に手当てされることもなく、司法関与の規定が入つたという経緯があります。そのため、前回積み残した課題として、もう少し積極的に調査権限を認めたり、調査に応じなかった場合の制裁として罰則を設けるまでは必要ないかもしれませんが、少なくとも一般的な応諾義務を認めるような形で、今回、調査権を一步強化する方向での検討することもあり得ると思います。

特に、次の議論とも関わるのですが、現在の司法関与の在り方強化する方向で議論するのであれば、なおさらこの調査権限も強化する方向で、つまりセットにして議論しない

と、うまく機能しないのではないかと考えております。

○吉田座長 ありがとうございます。前回の議論の司法関与の関連ということで、非常に貴重な視点をいただきました。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、時間も押しているようですので、最後の論点です。資料1の「4. 一時保護に関する家庭裁判所の審査の在り方について」というところで御意見をいただければと思います。35ページ、現状と論点というところで載っております。

では、杉山構成員、お願いします。

○杉山構成員

まず、この検討会の目的として、前の改正で、2か月以上一時保護をするときの司法の関与を認めたことに対する評価が非常に大切で、それを基礎に現状よりも強化するのか、あるいはこれ以上の関与は必要ないのかをきちんと検討すべきだと思っています。その点で、最初に最高裁の方から提供していただいた資料と、今井構成員にご紹介いただいた東京家裁の実情は大変参考になりました。2か月という段階で司法審査を入れた際には、2か月もあればそれなりに審判に必要な資料も準備できるし、裁判所の審理時間も十分に確保できるであろうという認識でおりましたけれども、今のようなお話を聞くと、申立てから15日以内で審判するのを目指すのは容易ではなく、実務上の工夫によって成り立っていることがよく分かりました。

そこで、あらためて司法関与を入れた理由と、それが実際に実現されたのかを考え直してみると、司法関与が必要だという議論の背景に、一つには子と親を離すときに司法のお墨つきみたいなものがあつたほうが当事者の納得が得やすいといった意見が、特に児相の方など実務側からあつたと思います。司法機関はお墨つきを与える機関ではありませんので、司法関与の在り方を考えるにあたって、これが目的論として最初に出てくるべきものではないと思いますけれども、ただ、実態調査の結果を見ると、実際にはそのような機能が果たされているように思います。

もう一つ、前回あつた議論として、本来、仮の措置であるにもかかわらず、何もせずに漫然と2か月以上の長期の期間、子供を一時保護している可能性があるのも、裁判所などの中立的な第三者によるチェックを入れることによって、なるべく2か月以内で一時保護を終わらせるようになるよといった、歯止めの機能も期待されていたかと思います。それが実際に機能しているかどうかは、実態調査の結果によると、2か月以上の事件数はそれほど変わっていないようなので、このような意味での司法のチェックが機能しているかどうかは分からないところです。ただ、却下で終わる事件も理由はともかく幾つかありますので、それなりに機能しているかもしれません。

改正時と比べて、もう少し長期間離しておかなければならない事由が増加しているのかもしれませんが、この点もよく分からないところです。あるいは、もともと漫然と2か月以上何の理由もなく一時保護している事件がそもそもなかったのかもしれませんが、いず

れにしても2か月を超える事件の数が変わっていないということをどう評価したらいいのか。それがなぜなのかというところは、ちょっと気になるところです。その原因が分からないと、司法関与を今よりも強化するのかとか、もう少し早い段階で関与すべきかといった議論がしにくいのではないかと思います。

最後、今以上に司法関与を強化すべきかという点ですが、1つには前回の検討会のときも出てきた、子どもの権利条約による要請をどう評価、実現したらいいのかという点に配慮する必要があると思います。これによると、基本的には裁判所の命令なく子供と親を引き離すことができないのですが、今は短期の一時保護の場合にも行政訴訟で争うことで裁判所による事後審査を受けることができることにはなっていますけれども、それで足りるのか、あるいはもう少し手厚い司法関与が必要なのかは、条約の要請との関係で考えていくべき問題であるのかなと思っています。

事前審査は、今のような2か月の段階で入れる場合でもかなり負担が多いことが分かり、それよりも早い段階で入れることは厳しいように思いますが、事後審査が今の行政訴訟を使った救済で足りているのかどうか、もう少し簡易迅速な救済手続が必要なのかについては、きちんと見ていったほうがいいのではないかと思います。

長くなりましたけれども、以上です。

○吉田座長 ありがとうございます。

それでは、茂木構成員からお願いします。

○茂木構成員 いわゆる2か月超えの家裁の審判について導入されましたが、現場で何が起きているのかというところをお話いたします。

私たちの児童相談所はよちよち歩きですけれども、どうも一時保護所の管理職のほうから見て感じるのは、何だか2か月を超える際に保護者の同意を取る、取らないみたいなのが目的化してしまっている嫌いがあるのです。本来、調査期間、一時保護中にやらなければいけないことは、今後のこの親子のためにどんな環境で生活してもらうのがいいのかをアセスメントして、それを遂行していくということが本来の目的のはずなのに、いつの間にか同意を取る、取らないみたいところに固執してしまっている。進行管理上、2か月超えは同意がないと許されないのだから、当然管理者のほうは、これは同意がないにも関わらずもう40日たっているよねというような追及をしていくわけです。そんなことでいいのかなという素朴な疑問が一つにはあります。

それから、一時保護の長期化を避けるために司法関与というところも今、議論されましたけれども、私がいろいろな統計的な調査を調べてみると、2か月を超える要因というのは、人口当たりの児童養護施設のベッド数と反比例するのです。これは高い相関係数が明らかになっていて、要は、人口に対して児童養護施設のベッド数が多いところは2か月超えにならない、少ないところは2か月超えが多くなるという結果が明らかになっているのです。だから、あまり2か月超えに司法関与というのは影響していないのだなという感じはすごく持っています。

以上です。

○吉田座長 ありがとうございます。

今のは大変重要な御指摘で、この制度を入れることによってソーシャルワークの質が変わるのではないかということがずっと議論されていまして、その辺り、少し現場の状況が分かってきたかなと。この制度の効果をどう評価するかという点で非常に重要な御指摘かと思えます。

それでは、鈴木構成員、お願いします。

○鈴木構成員 鈴木でございます。

私が児童相談所の現場でやっていたときには、スタンスとして子供の側に立って、子供の権利を守るということをやっていたわけですがけれども、権利を守る意識の大切さは何も子供に限ったものではないと思うのです。子供の権利は大切にすけれど、大人の権利は無視する、などありえないと思います。つまり親御さんといろいろやりとりをする中で、保護者の権利をどのように理解するかという視点も大切だと思うのです。今のところ、司法関与は、児童相談所の側にとって便利かどうかという話がよく出てくるのですが、保護者の側も司法関与の中できちんと親としての権利が守られるべきという視点が大切ではないかと思うのです。

手元にバンクーバーの児相が出したパンフレットがあるのですがけれども、そこには保護者の権利、子供を職権保護で連れ去られた親の権利にはどんなものがあるか、と書かれており、必要なら保護者がアドボケイトまで求めることができると書かれています。司法関与を考える上でそこは一つの大事なところだと思います。

○吉田座長 そうですね。

それでは、オンラインのほうを先に、土居構成員からお願いいたします。

○土居構成員 先ほど茂木構成員が言われたように、同意を取るためのケースワークになっているのではないかと指摘はごもっともなところだと思います。私自身もそのように、やはり40日目に保護者の意向確認をする、あるいは一時保護を司法審査に回すための条件が、親権者の意に反するという要件があるときだけなので、そこに原因があるのではないかと考えております。一概に司法審査が悪いとは私は全く思っておらず、今、鈴木構成員の御意見もありましたけれども、私から見ると、司法関与を入れたというのは、子供の権利を保障するためにも必要だし、その反面、保護者の権利をきちんと裁判所が見るので、その意味では保護者にとってもメリットなのだろうなと思っております。

先ほどの同意を取るためのケースワークになっているというのを防ぐためには、親権者の同意を要件から外し、一時保護をすべきなのか、すべきでないのかというところを裁判所が判断するという仕組みに変えてしまえばいいのではないかと常々思っておりました。それが一点です。

もう一点が、今のこの2か月を超える一時保護の審査というのがきちんと機能しているのかどうかというところに私自身はすごく疑問を持っております。最初に裁判所のほうに

質問させていただきましたけれども、今すぐこの審査は形骸化しておりまして、児童相談所は申立てをする、裁判所は保護者を呼んで審問をする、その後裁判所が判断をする、その判断された審判書きには特に理由は書かれないことが多いというので、何のためにこの司法審査をやっているのかよく分からないのですね。児童相談所から見ると、この司法審査というのはあくまでケースワークの一貫、ケースワークの流れの中の点の一つにすぎないものであって、そこで今の仕組みはすごく異質なものになっていて、きちんと裁判所自身が児童相談所のケースワークの中の一点を担っているのだというところも理解してほしい。これは裁判所から見たらきっと意見は違うのでしょうけれども、その辺を考えてやってほしいなと思います。

その意味で二つ。一つは、子供については15歳か否かにかかわらず、きちんと意向を聴取してほしいですし、もう一つは、きちんと保護者や子供を説得するための審判を書いて欲しいと私自身は思っています。その上できちんとした役割を果たしてほしいと考えております。

以上です。

○吉田座長 ありがとうございます。

それでは、藤林構成員、お願いします。

○藤林構成員 先ほどの茂木構成員の意見を聴いて、ああ、そうだなと思ったのですが、現現在の33条5項というのは、2か月を超える一時保護の適法性を判断するわけなので、そう考えると、児相現場においてはその間に同意を取るという動きになってしまうのは本来の一時保護の司法関与と別の次元の動きになってしまっているのではないかと思うのです。子供が家族から分離されるという子供の権利制限に対して、それが本当に妥当なのかどうかというのを実施する児童相談所とは別の中立的な第三者性を持った裁判所がチェックするというのが本来なわけですから、そう考えると、2か月を超える一時保護を判断、審査するのではなくて、やはり本来あるべきなのは、一時保護そのものに対して司法審査を行うというのが本来の在り方ではないかと思います。

先ほど述べましたように、保護者の同意の有無だけではなくて、子供自身も保護されたくないという場合もあるわけですから、やはりそういった場合も含めて、保護前または保護後速やかに審査を入れるというのが子供の権利擁護という観点からも、また、先ほどからありますように保護者の権利という観点からも必要なのと、前回言いましたように、子供、保護者に対してアドボケイトをつけていくということも重要ではないかなと思います。

今回の資料の中には配られていませんけれども、子どもの権利委員会、第4回、第5回の総括所見において、日本政府に対して、子供を家族から分離すべきか否かの決定に関して義務的司法審査を導入するということも言われておりますので、もう皆さん御存じかもしれませんが、子どもの権利委員会からの総括所見に書かれていることも踏まえて、この点についてはもっと深い議論をするべきではないかと思っています。

以上です。

○吉田座長 ありがとうございます。

それでは、中村構成員、お願いします。

○中村構成員 中村です。

二点あります。一つは、2か月という期間についてです。前回もお伝えしましたが、子供にとって2か月というのは長いと思います。

二点目は、他の委員のみなさんからも意見があったと思いますが、保護ありきという考え方ではなく、親子の分離を防ぐ必要があるのではと考えています。また、一時保護中に親子の再統合を考えたときに、2ヶ月必要なのかという事も考えないといけないと思います。地域に子供たちを返すという視点がとても重要で、その視点がない中で一時保護の期間等を話している事がどうなのかなど。このテーマは、次回以降で話される一時保護委託解除後の話につながっていくと思いますが。親子の分離かどのように再統合させていくかというのは、期間とかいうより、ケースワークの質が問われている、関係しているように思います。例えば家庭裁判所の審判のときにも再統合の視点を入れた意見が書かれていくのかは気になります。親子を分離することだけでなく、再統合後の支援も含む事が大切かと思います。最後に、子供の人生においては2か月というのは重要な時期ではあるという事を改めてお伝えしておきます。

○吉田座長 ありがとうございます。

それでは、続いて、橋本佳子構成員、お願いします。時間の都合もありますので、これで最後にしたいと思います。

○橋本佳子構成員 二点ございまして、早い段階での司法審査について、子供の親の権利制約という視点もあるのですが、最近傾向としてあるかなと思うのは、一時保護された後にインターネットとかで誤った情報を収集して、なかなか最初から保護者の方と話がかみ合わないまま、同意を得ることができず、一時保護の33条審判とか28条に突入していくということも時々見られるので、そういった意味でも、早い段階で同じ土台に立つという意味でも、司法審査というのは私は意味があるのではないかなと思うのがまず一点です。

二点目としては、審判書きに理由を書くというところで、私も基本的には審判書きに理由を書いていたきたいと個人的には思っておりまして、実際に私も何件か即時抗告をされて、即時抗告の理由に、理由が書かれていないという理由で即時抗告されたこともあります。やはり親御さんから見れば、何でそれが相当だと認められたのかというのは、理由を書いていただくというのが一番、結局高裁が書くので、それでようやく納得して同意したということもあるので、非常に重要なのではないかと思います。

ただ、一方で、例えば性的虐待とか、一時保護の延長の段階で情報開示が難しいなという情報を裁判所がどのように事実認定に当たって扱っていくのか。要は、こちらが非開示にしたいと思っている情報は、なかなか事実認定の根拠として扱っていただけない傾向があるかと思うのですが、そういったところが一つ検討課題かなと思います。

○吉田座長 ありがとうございます。

それでは追加で、もう本当の最後で、高橋構成員、お願いします。

○高橋構成員 手短にすみません。

理念型としては、皆さんおっしゃるように最初にあったほうが良いというのは僕もそこは賛成なのですが、現時点でそれが本当にできるのかということは非常に疑問を持っています。矢継ぎ早に改正が続く中で、児童相談所がまた変わった、また変わったとすごく疲弊をしているところで、実際にまた何かを今導入できる場面なのかというのはすごく疑問なのと、あと、親の権利、子供の権利のお話がいっぱい出ているのですが、いろいろな考え方があると思うのですけれども、私は児童相談所ができることはまだまだあると思うので、ちゃんと子供の声を聴いて、ちゃんと子供のしゃべった言葉を記録するとか、そういう基本的なことを、まずやるべきことをやっていただいて、それでも司法という第三者が本当に必要な場面がどれだけ出てくるのかというのは、もうちょっと丁寧に議論したほうが良いかなと思います。

○吉田座長 ありがとうございます。

それでは、最後に裁判所のほうから、今井構成員、お願いします。

○今井構成員 すみません。時間が押しているところで大変恐縮ですが、いろいろと裁判所に対するお話をいただいたものですから、ごく簡潔にだけ述べさせていただこうかと思えます。

理由書き、裁判の理由について書くか書かないかというところ、これも当然司法判断で個別ということにはなるのですけれども、先ほど申し上げたとおり、審理期間、要するにどのスパンで判断しなければならないとか、あと、書いたときにそれがどのような影響を与えるかということ、それらを総合判断すると、今現在の実務になっているのかなというところはある程度、そのところは理由があるのかなとも思われます。ただ、そのところはいろいろな見方があるということについては存じております。

あと、15歳未満の方の意見についてですけれども、このところもそういう御意見はもちろんあると認識しているのですが、現状の審理のスケジュールとか、茂木構成員のお話にもありましたとおり、お子さんの意向とか意見という、なかなかそれ自体としては難しいところがある。

十分な資料があるような、例えば28条事件とか、33条に比べればということになるとは思うのですけれども、多角的な見地から資料を集めた場合の意向のお話と33条の場合の意向のお話というのは、ある程度差があるのかなというふうに見える部分はございます。

あと、2か月ということについて、私のほうから申し上げるような内容ではないのかも分かりませんが、記録を拝見する限りは、先ほどの審理スケジュールの中で既に何十日でどれくらいというところがあるように、お子さんにとっては長いということは認識しておりますけれども、無駄に使われているということではなく、その時々において必要なことはなされているのかなという記録を見る限りの感想というのはございます。

大変恐縮ですが、ありがとうございます。

○吉田座長 裁判所からの御意見ということで、ありがとうございました。

この点につきましては、資料の42ページで効果があったもの、それから、43ページで課題があるものという形で整理されています。特に効果があったものに関しては、なぜこういことができたのかということも含めた分析が必要でしょうし、課題という点では、ここにあります改善策が掲げられていますけれども、これが今後どうやって充実していくかという検証も含めて、この点を議論していく必要があるのではないかと思います。

大変時間が押して、最後に皆様方からもう一度と思ったのですが、もう時間ありませんので、本日の議事はここまでとして、最後に事務局からお願いいたします。

○金子虐待防止対策推進室室長補佐 次回の日程につきましては、調整の上、後日御連絡申し上げます。

今回は、一時保護期間中の手続についてという議題で予定をしております。資料等について御意見がございましたら、事務局までお寄せください。ありがとうございます。

○吉田座長 本日の検討会、非常にたくさんの御意見をいただきまして、深まった議論ができたかと思います。どうもありがとうございました。

それでは、また次回の検討ということで、よろしくお願いいたします。本日はどうもお疲れさまでございました。